

後期高齢者医療保険料の納付は便利な口座振替で！

口座振替制度は、福山市に納付していただく後期高齢者医療保険料を、あなたの指定された預（貯）金口座から自動的に振替納付する便利な納付方法です。

1 後期高齢者医療保険料の振替日等

7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月の各納期限日

※振替日が休日の場合は、翌日に振替します。

※随時賦課がある場合は、指定された納期限日に振替します。

※振替結果の通知は送付しません。通帳でご確認ください。ただし、これに代わるものとして、1月から12月までに納付された保険料のお知らせ（「納付済額通知書」）を翌年1月にお送りします。確定申告時に社会保険料控除額の確認などにご利用ください。

2 口座振替の開始

毎月25日までに取扱金融機関が「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を受理したものについては、翌月末日以降に到来する振替日から振替を行います。

3 口座振替の金融機関等を変更・廃止する場合

口座振替の金融機関、口座番号、預（貯）金種別、口座名義人を変更する場合は、「福山市口座振替依頼書・自動払込利用申込書（登録）」を金融機関に必ず提出してください。

また、口座振替を廃止する場合は、「福山市口座振替依頼書・自動払込利用申込書（廃止）」を金融機関に必ず提出してください。

4 預（貯）金不足で振替ができない場合

納期限日に振替ができなかった場合は、再振替は行いませんので、後日送付する納付書により納付してください。

5 後期高齢者医療保険料以外の口座振替について

後期高齢者医療保険料以外の市税などの口座振替のお申込みには、市内各金融機関に備え付けてある「福山市口座振替依頼書・自動払込利用申込書」をご利用ください。

6 取扱金融機関

次の金融機関の国内全店舗で申込みができます。

広島銀行	中国銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	山陰合同銀行
山口銀行	百十四銀行	伊予銀行	西日本シティ銀行	ゆうちょ銀行
トマト銀行	もみじ銀行	香川銀行	愛媛銀行	広島信用金庫
しまなみ信用金庫	笠岡信用組合	広島県信用組合	信用組合広島商銀	両備信用組合
備後信用組合	中国労働金庫	福山市農業協同組合	広島県信用漁業協同組合連合会	(順不同)

金融機関の名称は2024年（令和6年）4月現在のものです。その後名称等の変更がある場合は、読み替えてください。